## 議案第61号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準 を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例(平成26年かすみがうら市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第7号を次のように改める。

(7) 原則として、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「令」 という。)第29条の9各号に掲げる区域を含まないこと。

第6条第1項第4号中「専用住宅」を「一戸建ての住宅」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前

協議書又は第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項 ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長 に提出された開発行為等については、この条例の施行の際、許可又は不許可 の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改 正後のかすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定 める条例第4条第1項第7号の規定にかかわらず、なお従前の例による。